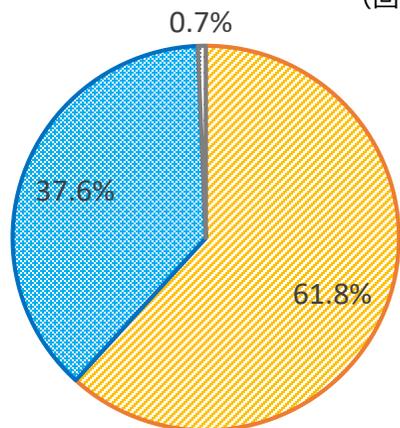


かかりつけ薬剤師以外の対応について

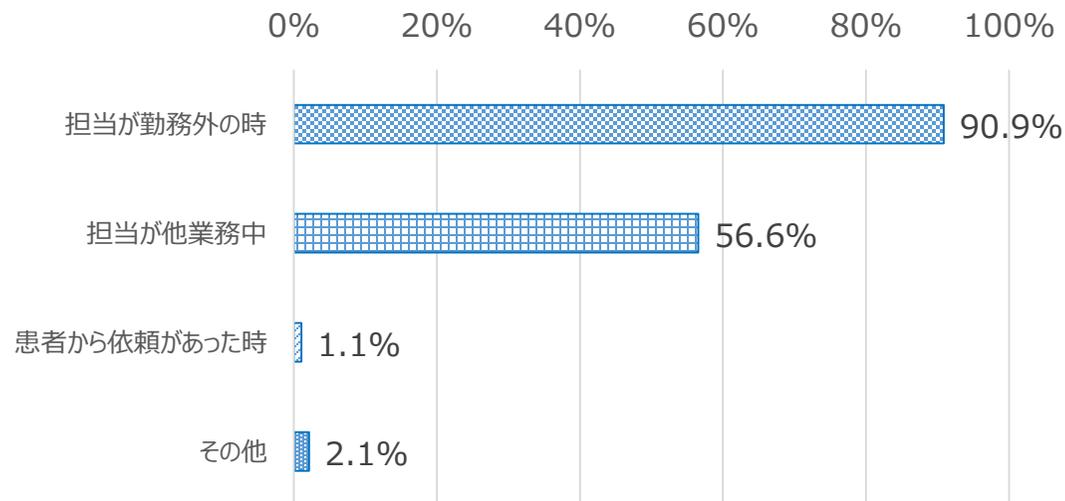
- 通常かかりつけ薬剤師指導料等を算定している患者に、かかりつけ薬剤師以外が対応する場合があると回答した薬局は、全体の約61.8%であった。
- かかりつけ薬剤師以外が対応する場合、「担当が勤務外の時」や「担当が他業務中」との回答が多かった。
- かかりつけ薬剤師以外が対応する場合、「その時対応できる者」が対応するとの回答が約9割であった。

(1) 通常かかりつけ薬剤師指導料を算定している患者に、かかりつけ薬剤師以外が対応する場合
(回答薬局数=767)

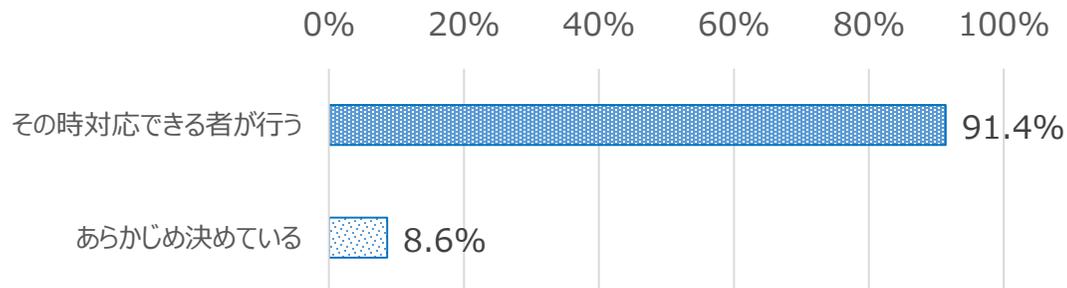


あり なし 無回答

(2) かかりつけ薬剤師以外が対応する場合 (回答薬局数=373)



(3) かかりつけ薬剤師以外が対応する場合の対応者 (回答薬局数=373)

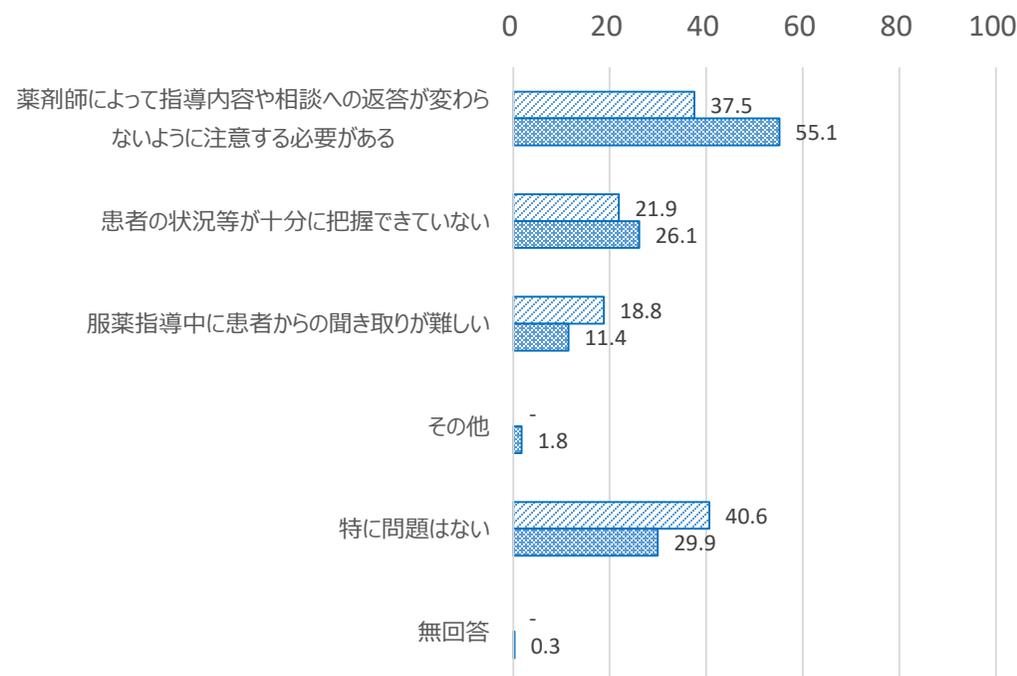
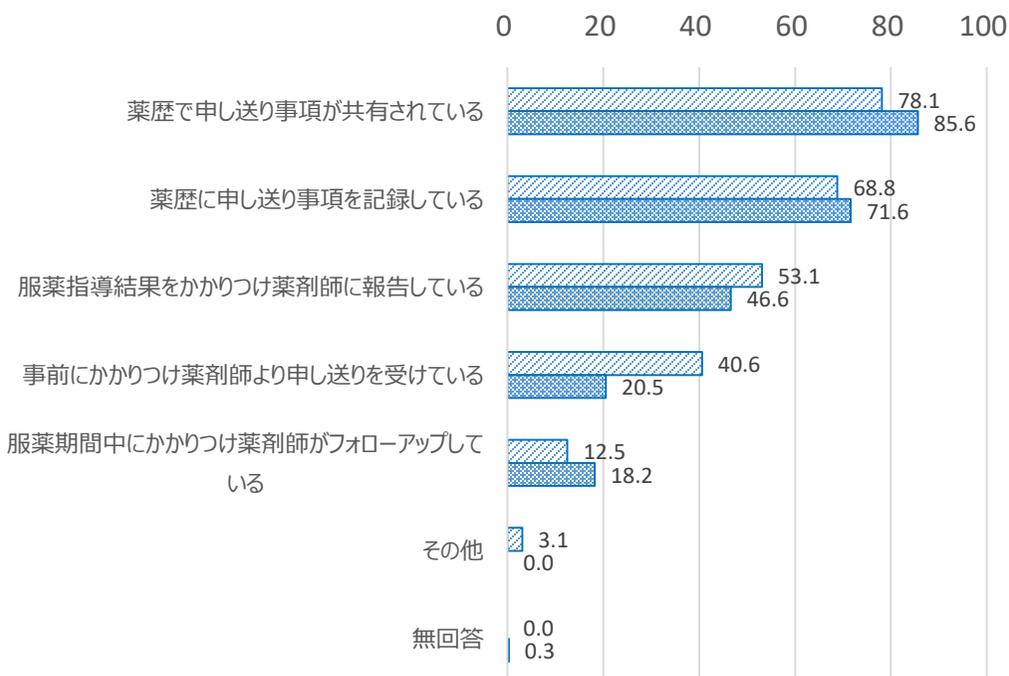


かかりつけ薬剤師以外の対応における体制と課題

- かかりつけ薬剤師以外が対応する場合の体制としては、「薬歴で申し送り事項が共有されている」や「服薬指導結果をかかりつけ薬剤師に報告する」という回答が多かった。
- かかりつけ薬剤師以外が対応する場合の課題としては、「薬剤師によって指導内容や相談への返答が変わらないように注意する必要がある」や「患者の状況等が十分に把握できていない」という回答が多かった。

かかりつけ薬剤師以外が対応する場合の体制（複数回答）

かかりつけ薬剤師以外が対応する場合の課題（複数回答）



■ 対応者が決まっている薬局 (n=32)
 ■ その時対応できる者が行う薬局 (n=341)

■ 対応者が決まっている薬局 (n=32)
 ■ その時対応できる者が行う薬局 (n=341)

かかりつけ薬剤師

日頃から患者と継続的に関わることで信頼関係を構築し、薬に関していつでも気軽に相談できる薬剤師

<かかりつけ薬剤師・薬局に求められること>

- 地域における必要な医薬品(要指導医薬品等を含む。)の供給拠点であること
- 医薬品、薬物治療等に関して、安心して相談できる身近な存在であること
- 患者からの選択に応えられるよう、かかりつけ医との連携の上で、在宅医療も含め、患者に安全で安心な薬物療法を提供すること
- 地域における総合的な医療・介護サービス(地域包括ケア)を提供する一員として、患者ごとに最適な薬学的管理・指導を行うこと

かかりつけ薬剤師・薬局が必要となる患者像

「患者のための薬局ビジョン」から抜粋・要約

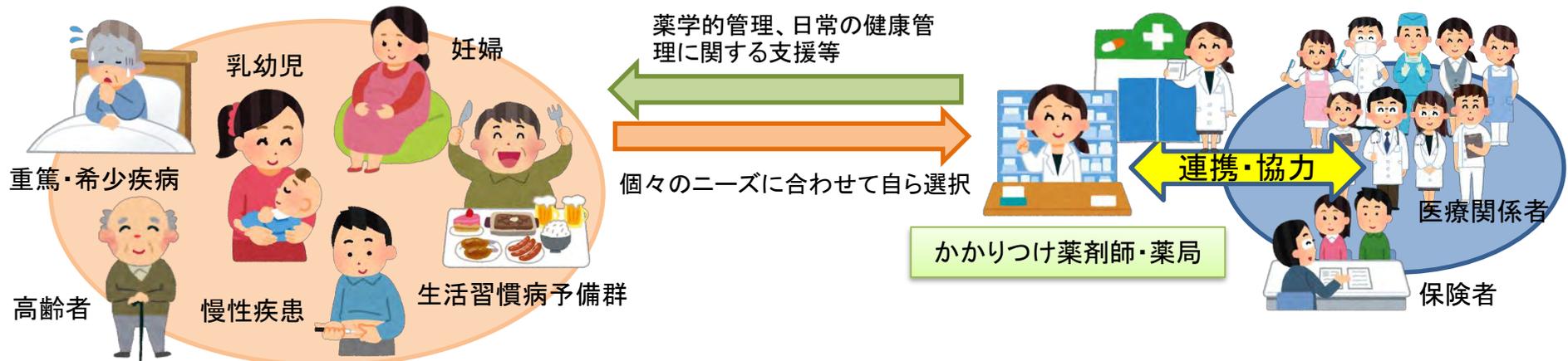
(1) 特にかかりつけ薬剤師・薬局が重要な場合

以下のような服薬情報の一元的・継続的な把握の必要性が高い患者

- ① 高齢者
- ② 生活習慣病などの慢性疾患を有する患者
- ③ 重篤あるいは希少な疾患等の患者
- ④ 妊婦
- ⑤ 乳幼児 など

(2) かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶことが望ましい場合（日頃からの健康管理に関する支援等として）

- ① 生活習慣病の予備群
- ② 日常の健康管理が求められる層

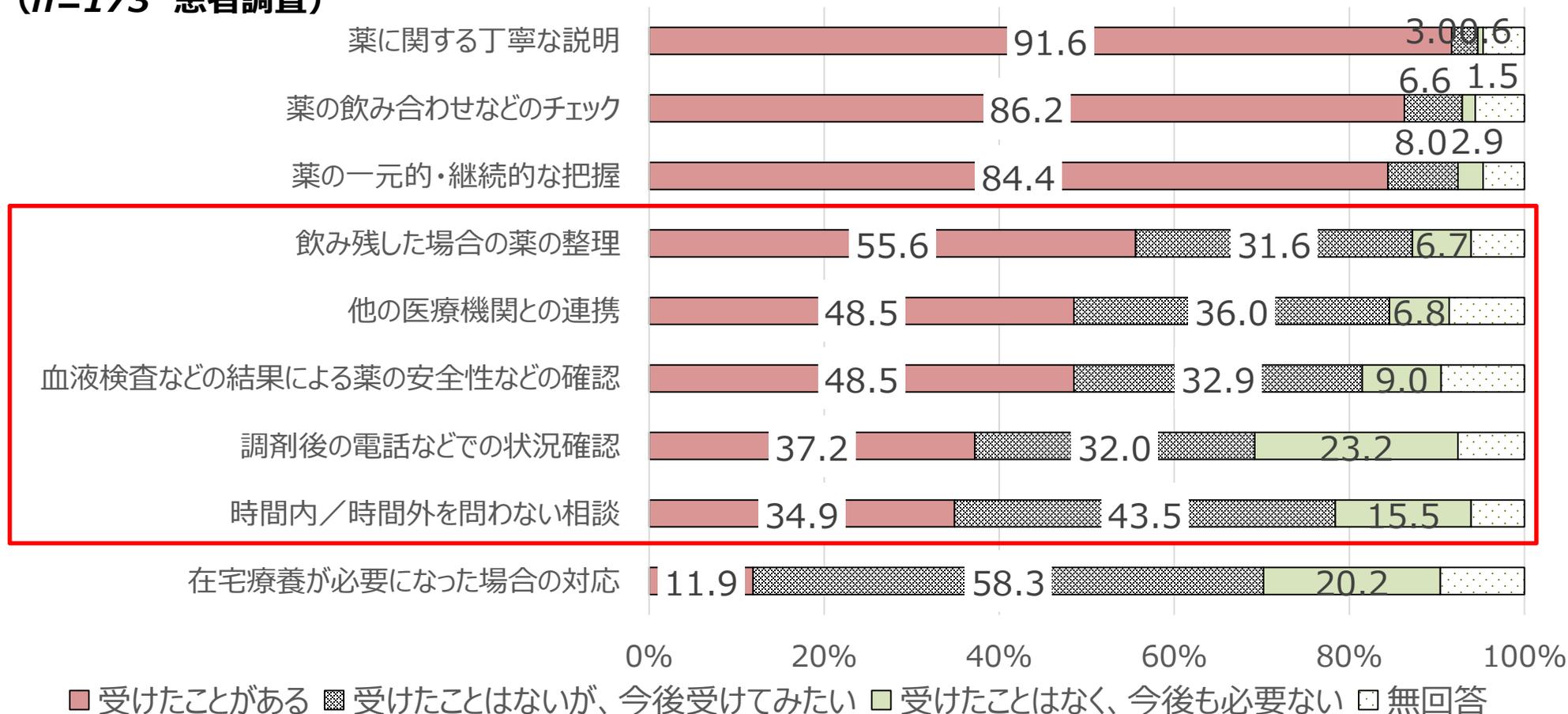


服薬情報の一元的・継続的な把握の必要性が高い患者、
日常の健康管理が求められる層

かかりつけ薬剤師による薬学管理の状況等

○ かかりつけ薬剤師指導料の同意書のサインをしたことがある患者では、①残薬整理、②検査値の活用、③調剤後の電話での状況確認、④時間内／時間外を問わない相談を受けたことがあるのは4割～5割程度であり、受けたことがないが今後受けてみたいとの回答を含めると7割～8割程度であった。

かかりつけ薬剤師指導料の同意書にサインをしたことがある患者に対する薬学管理の状況等 (n=173 患者調査)



かかりつけ薬剤師について(令和2年度改定後)

かかりつけ薬剤師の評価

- 患者が選択した「かかりつけ薬剤師」が、処方医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行う業務を薬学管理料として評価する。

かかりつけ薬剤師指導料

76点(1回につき)

※ 薬剤服用歴管理指導料、かかりつけ薬剤師包括管理料又は在宅患者訪問薬剤管理指導料(当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合を除く。)と同時に算定できない。

[かかりつけ薬剤師の主な業務]

- ・薬の一元的・継続的な把握
- ・薬の飲み合わせなどのチェック
- ・薬に関する丁寧な説明
- ・時間外の電話相談
- ・他の医療関係者との連携
- ・飲み残した場合の薬の整理
- ・調剤後のフォロー
- ・在宅療養が必要になった場合の対応
- ・血液・生化学検査結果等をもとにした説明

[施設基準]

以下の要件を全て満たす保険薬剤師を配置していること。

(1) 以下の経験等を全て満たしていること。

ア 施設基準の届出時点において、保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があること。

イ 当該保険薬局に週32時間以上(32時間以上勤務する他の保険薬剤師を届け出た保険薬局において、育児・介護休業法の規定により労働時間が短縮された場合にあつては、週24時間以上かつ週4日以上である場合を含む。)勤務していること。

ウ 施設基準の届出時点において、当該保険薬局に1年以上在籍していること。

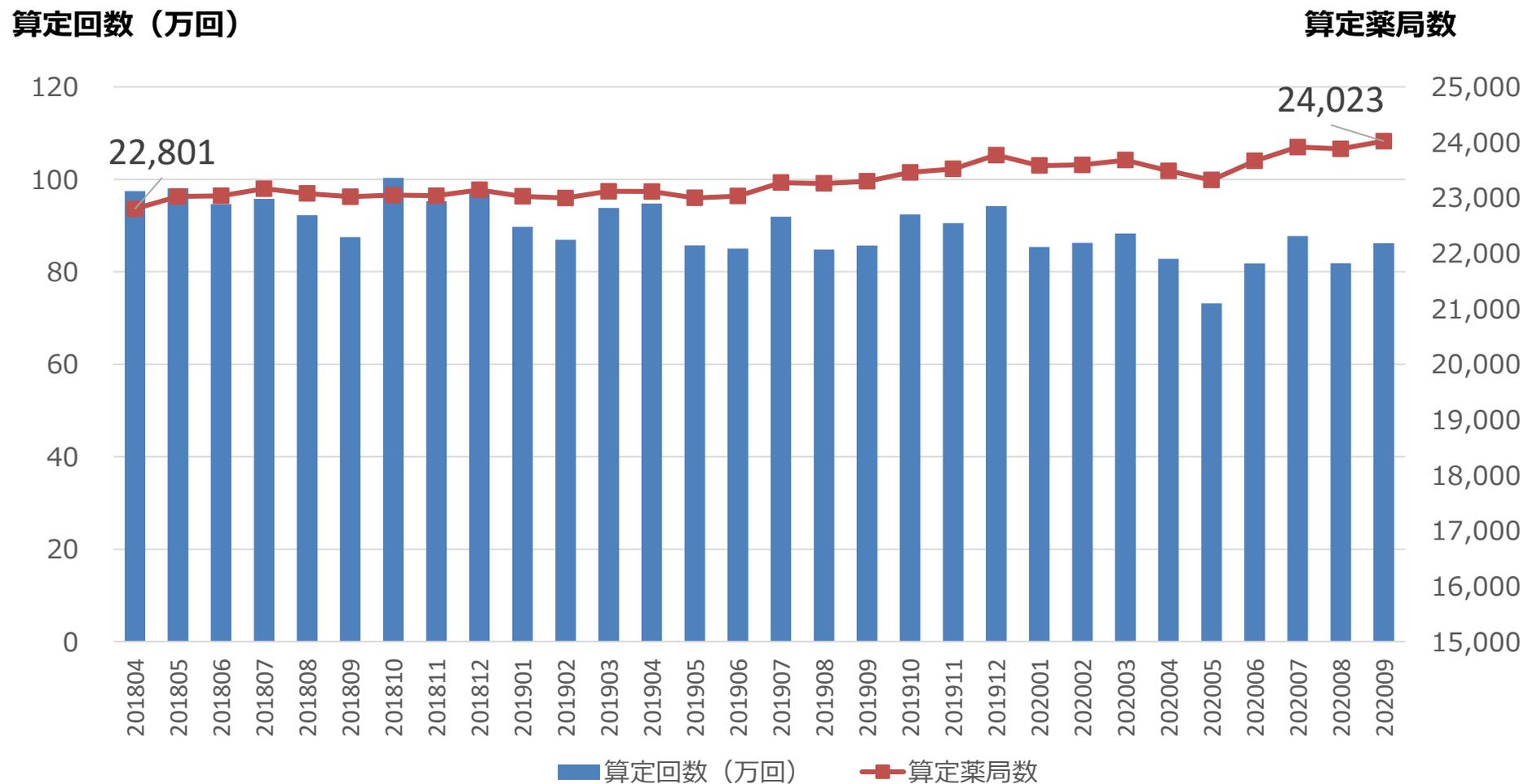
(2) 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得していること。

(3) 医療に係る地域活動の取組に参画していること。

(4) 患者との会話のやり取りが他の患者に聞こえないようパーティション等で区切られた独立したカウンターを有するなど、患者のプライバシーに配慮していること

かかりつけ薬剤師指導料等の算定状況（2020年9月まで）

○ かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定回数・算定薬局数は近年横ばいである。

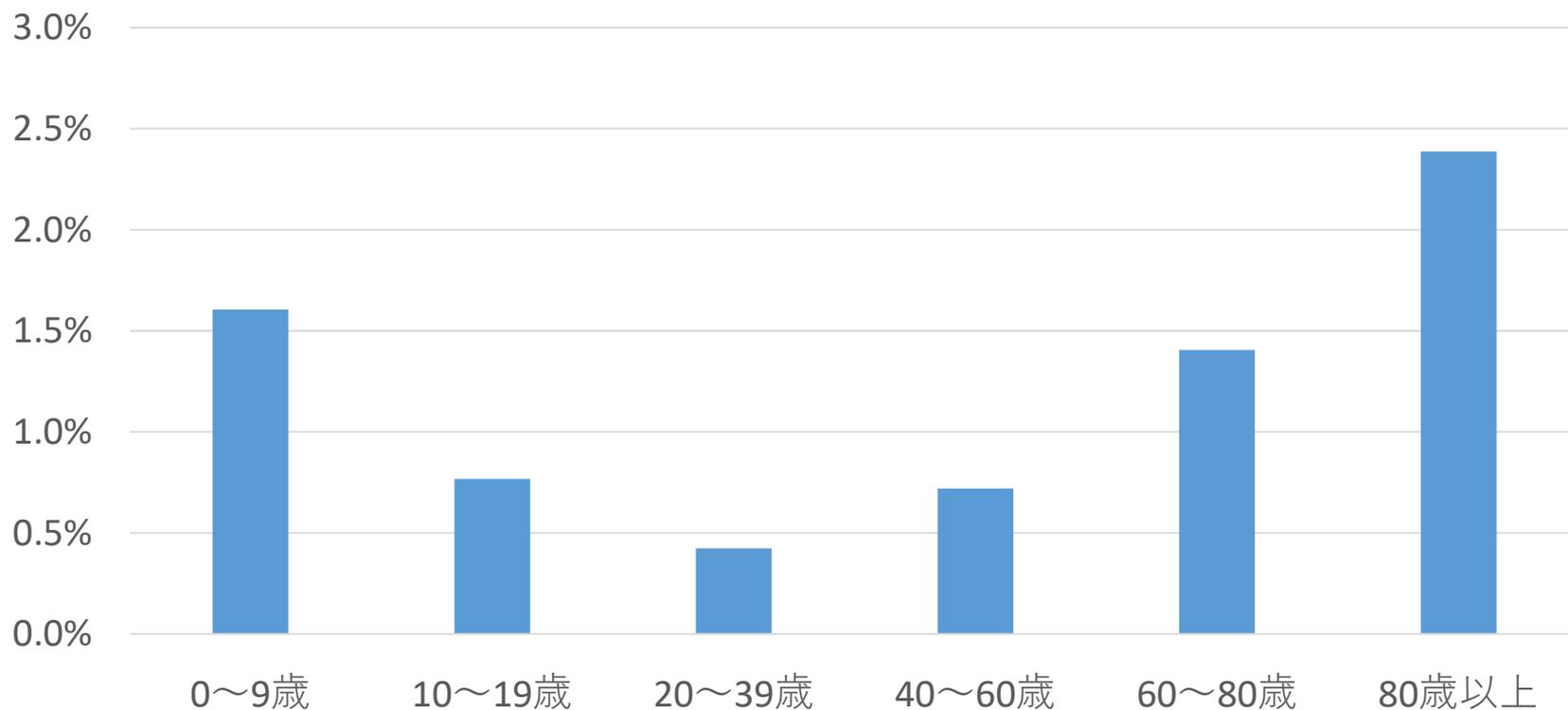


〔出典〕 NDBデータ

患者年齢別のかかりつけ薬剤師指導料等の算定割合

- 10歳未満、60歳以上の患者において、かかりつけ薬剤師指導料等*の算定回数の割合が多い。

年齢階級別 処方箋受付回数に占めるかかりつけ薬剤師指導料等*の算定回数の割合 (%)

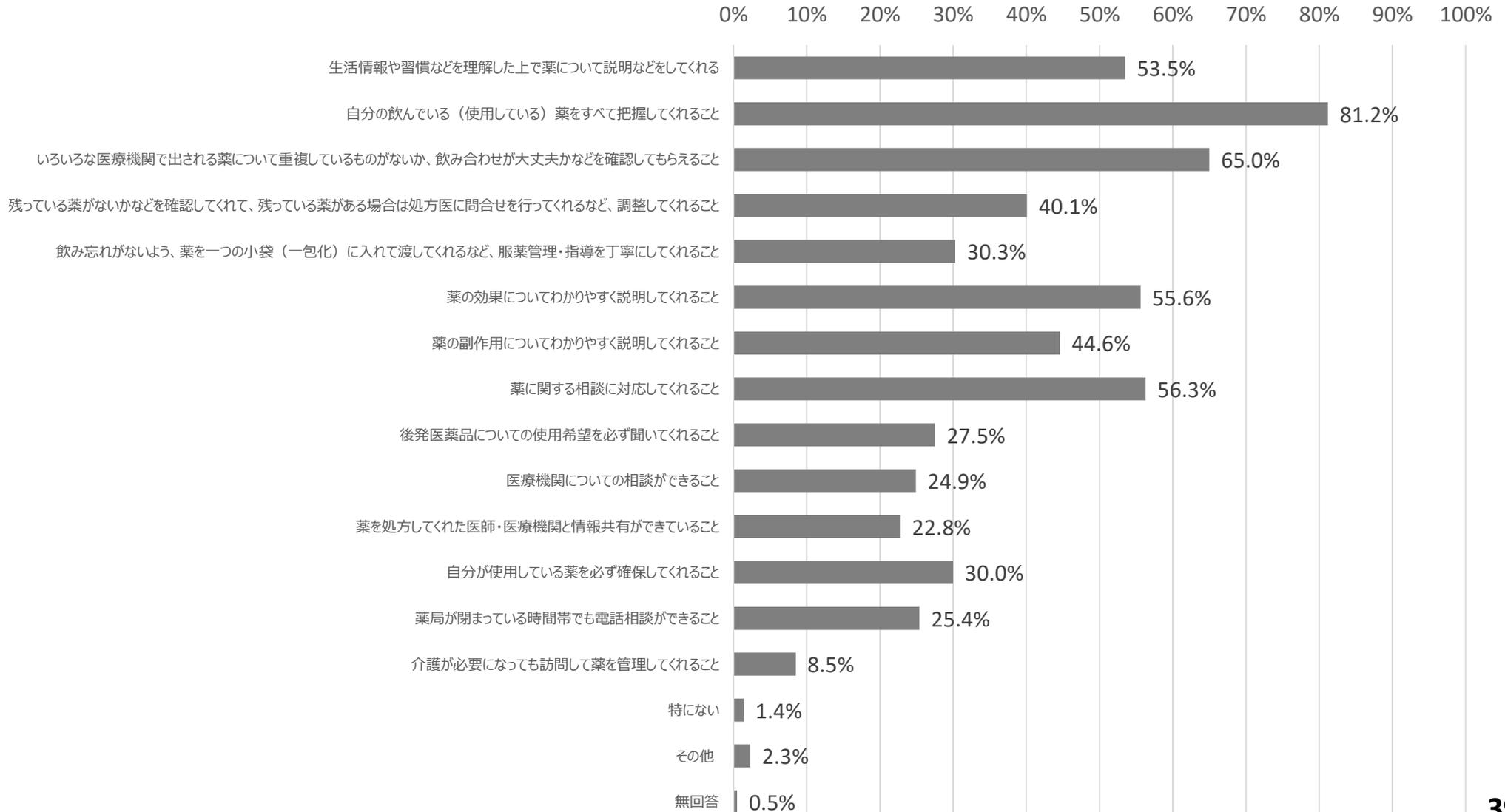


出典：令和2年社会医療診療行為別統計 6月審査分
*かかりつけ薬剤指導料及びかかりつけ薬剤師包括指導料の合計

かかりつけ薬剤師がいてよかったと実感した経験

○ かかりつけ薬剤師がいてよかったと実感した経験としては、服用薬の一元管理等に関する回答が多かった。

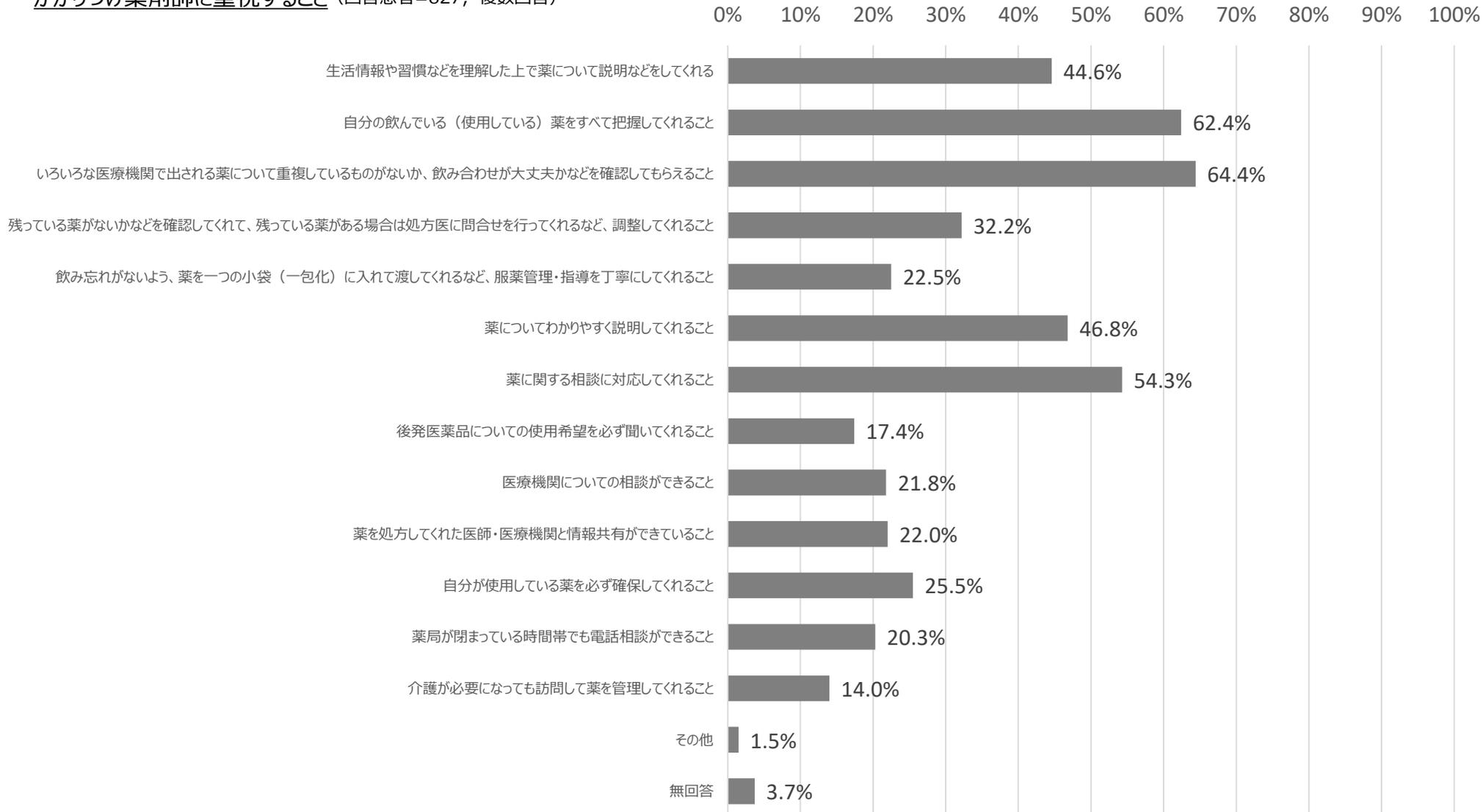
かかりつけ薬剤師がいてよかったと実感した経験（かかりつけ薬剤師がいる患者=426、複数回答）



かかりつけ薬剤師に重視すること

○ かかりつけ薬剤師に重視することとしては、服用薬の一元管理等に関する回答が多かった。

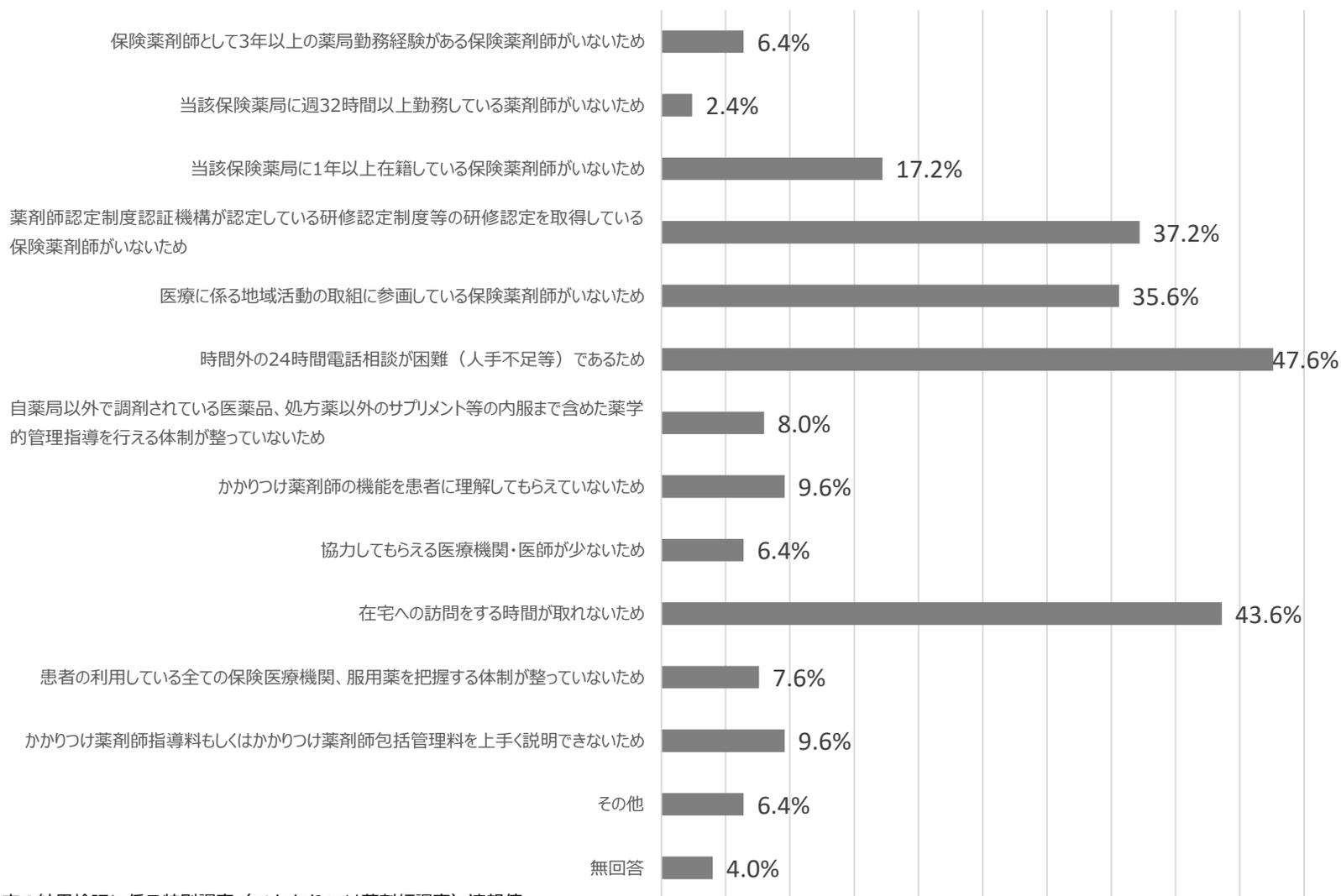
かかりつけ薬剤師に重視すること（回答患者=827, 複数回答）



かかりつけ薬剤師指導料等の届出がされていない理由

○ かかりつけ薬剤師指導料等の届出がされていない理由としては、「時間外の24時間電話相談が困難であるため」や「在宅への訪問をする時間がとれないため」といった回答が多かった。

かかりつけ薬剤師指導料等の届出がされていない理由 (回答薬局数=250, 複数回答) 0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% 35% 40% 45% 50%



かかりつけ薬剤師・薬局の推進について

- ・ 薬剤情報提供・服薬指導及び薬歴作成の平均所要時間については、薬剤種類数が6種類未満の場合に比べて多剤調剤時（6種類以上）の場合にかかる時間が長かった。
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等の届出がされていない理由としては、「時間外の24時間電話相談が困難であるため」や「在宅への訪問をする時間がとれないため」といった回答が多かった。
- ・ 通常かかりつけ薬剤師指導料を算定している患者にかかりつけ薬剤師以外が対応する場合があると回答した薬局は全体の約61.8%であり、「薬歴で申し送り事項が共有されている」や「服薬指導結果をかかりつけ薬剤師に報告する」という体制をとっている薬局が多かった。
- ・ また、かかりつけ薬剤師以外が対応する場合の課題については、「薬剤師によって指導内容や相談への返答が変わらないように注意する必要がある」や「患者の状況等が十分に把握できていない」という回答が多かった。